

## 第 1 1 節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び市町村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 第 1 実施責任

基本法第 5 0 条第 2 項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

#### 1 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

#### 2 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

#### 3 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

#### 4 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

#### 5 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

#### 6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

#### 7 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

### 第 2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

#### 1 北海道運輸局

##### (1) 陸上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、輸送を命ずるための必要な措置を講ずる。

##### (2) 海上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要がある港湾運送又は海上輸送であり、かつ自発的にその業務及び航海を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、貨物の取扱又は輸送を、船舶運航事業者に対して航海を命ずるための必要な措置を講ずる。

#### 2 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運

輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

### 3 運送事業者等

鉄道事業者及び、自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

### 4 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

## 第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

### 1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

### 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

(参考)

資料編 8 - 2 「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定」

## 第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

道内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

#### 1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第3章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

#### 2 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

#### 3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害（事故）対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

#### 4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

### 第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

## 第5 市町村の対応等

市町村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

### 2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

## 第13節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 市町村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

#### 2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

#### 3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第2 食料の供給

#### 1 市町村

市町村は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市町村において調達が困難な場合、市町村長は、その確保について総合振興局長又は振興局長を通じ知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下、「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

#### 2 北海道

知事は、市町村長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市町村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

#### 3 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

### 第3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第11節 輸送計画」により措置するものとする。

（参考 資料編9-10 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 抄）

（参考 資料編9-11 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて 抄）

## 第14節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 市町村

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

##### (1) 個人備蓄の推進

市町村は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

##### (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。

##### (3) 給水資機材の確保

市町村は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

#### 2 北海道

市町村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋調達の調整、給水開始の指導を行う。

### 第2 給水の実施

#### 1 給水の方法

##### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

##### (2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

##### (3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

#### 2 応援の要請

市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する応急給水について必要な要請を講ずるものとする。

(参考)

資料編 8-2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

## 第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 市町村

- (1) 災害救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村長が実施することとし、適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市町村長が行うものとする。
- (2) 物資の調達、輸送
  - ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
  - イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
  - ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

#### 2 北海道

- (1) 知事は、災害時における災害救助用物資について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

なお、市町村における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。
- (2) 市町村長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給（貸）与するよう助言する。
- (3) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

  - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
  - イ 被災施設への応接、地域での支援活動を考慮して確保する。

#### 3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

##### (1) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

### 第2 実施の方法

- 1 市町村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐための衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- 2 知事は、市町村長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

### 第3 生活必需物資の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（「以下「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。  
また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。
- 3 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。
- 4 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。
- 5 道及び市町村は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努めるものとする。

### 第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 被災者の救援用物資として備蓄している物は次のとおりである。
  - ・ 毛布
  - ・ 緊急セット
  - ・ 拠点用日用品セット
  - ・ 安眠セット
- 2 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」により、あらかじめ地区に備蓄するものとする。

(参考)

資料編8-2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

## 第16節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 市町村

市町村長は、市町村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

#### 2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

#### 3 指定地方行政機関

##### (1)北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

### 第2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

### 第3 平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

(参考)

資料編 8-2 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」、  
「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」

## 第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

### 第1 上水道

#### 1 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### 2 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

#### 2 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

### 第3 電気

#### 1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

#### 2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

### 第4 ガス

#### 1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

#### 2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

### 第5 通信

#### 1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

#### 2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなど

の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 第6 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

## 第18節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。  
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) トリアージ
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
  - (4) 助産救護
  - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
  - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第2 医療救護活動の実施

#### 1 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。
- (2) 道は、災害救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。  
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶するこ

とのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。  
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

## 2 市町村

- (1) 市町村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市町村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。  
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

## 3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

## 4 協力機関等（協定書については、資料編 8－2 参照）

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所  
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者安全福祉機構  
独立行政法人労働者安全福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部  
日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し医療救護及びこころのケア活動を行う。  
なお、救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者  
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会  
北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会  
北海道歯科医師会は道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会  
北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。  
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

- (8) 北海道看護協会  
北海道看護協会は、道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。  
なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (9) 北海道柔道整復師会  
北海道柔道整復師会は、道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。  
なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

### 第3 搬送体制の確保

#### 1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

#### 2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

### 第4 医薬品等の確保

#### 1 北海道

道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

#### 2 市町村

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

### 第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

### 第6 臨時の医療施設に関する特例

道及び市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

(参考)

資料編 8-2 医療・医薬、医薬品、医療機器に関する協定

資料編 8-2 燃料に関する協定

## 第19節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

道及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

#### 1 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を指導する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援しかつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

#### 2 市町村

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、知事及び市町村長は次の班等を編成しておくものとする。

#### 1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他の職員1名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力等を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師）1名、その他の職員1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

#### 2 防疫班の編成

- (1) 市町村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

### 第3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

#### 2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市町村等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。

- (2) 市町村地区内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

### 3 予防接種

知事は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市町村長に実施させるものとする。

### 4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ市町村長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

#### (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

#### (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

### 5 消毒方法

市町村長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

### 6 ねずみ族、昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

### 7 生活用水の供給

市町村長は、感染症法第31条の第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

### 8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において市町村長は、当該井戸等の設置者等に対し北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

## 第4 患者等に対する措置

知事は、感染症に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

## 第5 指定避難所等の防疫指導

市町村長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

### 1 健康調査等

指定避難所等の管理者、市町村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

る。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

#### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

### 第6 家畜防疫

#### 1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

#### 2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上、必要があると認められた時は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

##### (1) 家畜防疫の実施

##### ア 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜の伝染性疾病防疫上必要があると認められたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

##### イ 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

##### ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又はねずみ、有害昆虫の防除を実施させるものとする。

##### エ 公用車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に公用車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

## 第20節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、次のとおりである。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住民又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、第3章第27節「障害物除去計画」によるものとする。

### 第1 実施責任

#### 1 北海道

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 市町村

- (1) 災害廃棄物の処理は、市町村が行うものとする。なお、当該市町村のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

### 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

#### 1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市町村長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、市町村長は、基本法に基づき、環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町村及び道への協力要請を行うものとする。

#### 2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合、又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する（総合）振興局保健環境部長等の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)において埋却する場合にあっては、1m以上覆土するものとする。

(参考)

資料編8-2 災害廃棄物の処理に関する協定

## 第21節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 北海道

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 市町村

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

#### 第3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

(参考)

資料編8-2 災害時における動物救護活動に関する協定

## 第22節 文教対策計画

地震・津波によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任者

#### 1 学校管理者等

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒等の安全確保

###### ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

#### 2 北海道・市町村

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市町村長が知事の委任により実施する。

### 第2 応急対象実施計画

#### 1 施設の確保と復旧対策

##### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

##### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

##### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

##### (4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮庁舎、仮運動場の建築も検討するものとする。

#### 2 教育の要領

##### (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。

特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

##### (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならない

よう配慮する。

- イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
  - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。
  - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
  - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

### 3 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

### 4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては、道及び学校設置者）は、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

### 5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

### 6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任

#### 1 北海道

災害救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

#### 2 市町村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

また、市町村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

市町村長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 2 公営住宅等のあっせん

市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。

##### (3) 応急仮設住宅の設置

原則として応急仮設住宅の設置は知事が行う。

##### (4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び市町村は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

##### (5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

##### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸（室）当たり平均29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に

基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市町村長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

#### 4 平常時の規制の適用除外措置

道及び市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

#### 5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### 6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の資格

- (7) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 当該災害発生後3か年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

- (7) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

**第3 資材等の斡旋、調達**

- 1 市町村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、市町村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

**第4 住宅の応急復旧活動**

道及び市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(参考)

資料編8-2 住宅の支援に関する協定

## 第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 応急危険度判定の実施

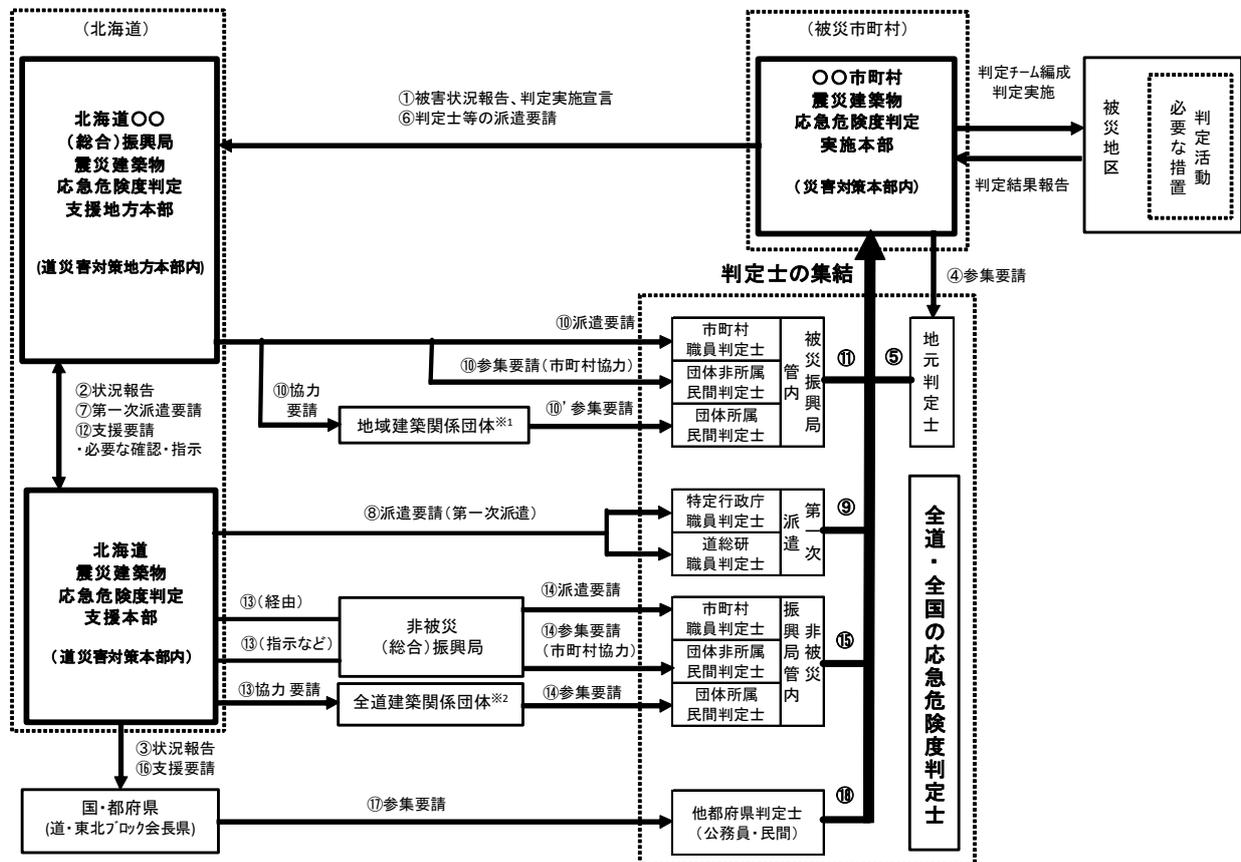
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

#### 1 活動体制

道及び市町村は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)

※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

### 2 基本的事項

#### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

#### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

## 第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

### 1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

### 2 実施主体及び実施方法

(1) 北海道及び市町村

道及び市町村は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損傷や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## 第25節 被災宅地安全対策計画

市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。

### 第1 危険度判定の実施

#### 1 危険度判定の実施の決定

市町村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

#### 2 危険度判定の支援

知事は、市町村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 第2 事前準備

道及び市町村は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- (1) 道と市町村は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 市町村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。



## 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりである。

### 第1 実施責任者

#### 1 市町村長

災害救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

#### 2 警察官

#### 3 海上保安官

### 第2 実施の方法

#### 1 行方不明者の捜索

##### (1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

##### (2) 捜索の実施

市町村長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

#### 2 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

##### (2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存（市町村）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官、海上保安官）

##### (3) 安置場所の確保

市町村は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

#### 3 遺体の埋葬

##### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

##### (2) 埋葬の方法

- ア 市町村長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が市町村において実施できないときは、関係機関や協定に基づく協力を得て行う。

#### 4 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

(参考)

資料編 8-2 葬祭の支援に関する協定

## 第27節 障害物除去計画

地震・津波災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 道路、河川及び海岸の保全に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸の保全に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、災害救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとする。

#### 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

#### 3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第3章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び市町村は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

### 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第28節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画第11」による。

### 第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

#### 1 市町村に対する応援（受援）

##### (1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

##### (2) 応援協定による応援

道内の市町村において地震等による大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

##### (3) 基本法による応援

ア 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

#### 2 道から他の都府県に対する応援の要請等

##### (1) 応援協定による応援要請

北海道において地震等による大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

##### (2) 被災市区町村応援職員確保システムによる応援の要請

北海道において地震等による大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、道及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

##### (3) 基本法による応援要求

ア 知事は、北海道において地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策

を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

### 3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において地震等による大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

### 4 他の都府県等からの応援要求への対応

(1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援をを求めるものとする。

(2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

○「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

## 第2 消防機関

1 地震等による大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 地震等による大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編9-2 行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料編9-3 各種計画等）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

## 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（指定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

- (1) 知事（総合振興局長又は振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

#### 2 要請先

表3-28-1参照

#### 3 要請手続等

- (1) 市町村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。  
この場合において、市町村長は、必要に応じてその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。  
また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。  
ア 災害の状況及び派遣を要請する事由  
イ 派遣を希望する期間  
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容  
エ 派遣部隊が展開できる場所  
オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 市町村長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。  
ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続きを行うものとする。

#### 4 受入体制

市町村長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市町村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

#### 5 調整

知事（総合振興局長及び振興局長を含む。）は、市町村の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

#### 6 経費等

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市町村等）において負担するものとする。  
ア 資材費及び機器借上料  
イ 電話料及びその施設費  
ウ 電気料  
エ 水道料  
オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

## 第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

## 第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

## 第5 自衛隊との連携強化

### 1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

- 2 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

### 3 連絡体制の確立

知事（総合振興局長又は振興局長）、市町村長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

### 4 連絡調整

知事（総合振興局長又は振興局長）、市町村長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、自衛官が次にあげる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

表3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧

1 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面總監	防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線～2574 ～2575 ～2576	北海道	北海道全域
第2師団 師 地 区	第2師団長	旭川市春光町	0166-51-6111 内線2791 (当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域
	第3普通科連隊長(名寄駐屯地司令)	連隊第3科 名寄市内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町
	第25普通科連隊長(遠軽駐屯地司令)	連隊第3科 紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275 内線230 (当直302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村
	第26普通科連隊長(留萌駐屯地司令)	連隊第3科 留萌市緑ヶ丘町1-6	0164-42-2655 内線230 (当直302)	留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、初山別村、天塩町
	第4特科群長(上富良野駐屯地司令)	群第3科 空知郡上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線230 (当直301)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
第5旅団 地 区	第5旅団長	第3部防衛班 帯広市南町7線31番地	0155-48-5121 内線2237 (当直2303)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域
	第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科 網走郡美幌町字田中	0152-73-2114 内線235 (当直302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	第27普通科連隊長(釧路駐屯地司令)	連隊第3科 釧路郡釧路町字別保112	0154-40-2011 内線235 (当直302)	釧路総合振興局、根室振興局	釧路市、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町、釧路町、鶴居村、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
	第5戦車隊長(鹿追駐屯地司令)	第3科 河東郡鹿追町笹川北12線10番地	0156-66-2211 内線235 (当直302)	十勝総合振興局	清水町、新得町、鹿追町、士幌町、上士幌町
	第5偵察隊長(別海駐屯地司令)	司令職務室 野付郡別海町西春別42-1	01537-7-2231 内線206 (当直302)	釧路総合振興局	

1 陸上自衛隊（つづき）

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	
第7師団地区	第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	石狩、胆振、空知、日高の各総合振興局又は振興局	第7師団地区全域
	第72戦車連隊長(北恵庭駐屯地司令)	連隊第3科	恵庭市柏木531	0123-32-2101 内線235 (当直300)	石狩振興局	恵庭市、北広島市
	第7高射特科連隊長(静内駐屯地司令)	連隊第3科	日高郡新ひだか町静内浦和125	0146-44-2121 内線230 (当直223)	日高振興局	新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	第13施設群長(幌別駐屯地司令)	隊第3科	登別市緑町3丁目1	0143-85-2011 内線230 (当直302)	胆振総合振興局	
	安平弾薬支処長(安平駐屯地司令)	支処総務	勇払郡安平町字安平番外地	01452-3-2231 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
	白老弾薬支処長(白老駐屯地司令)	支処総務	白老郡白老町字白老782-1	0144-82-2107 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136 (当直2300)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区全域
	第10即応機動連隊長(滝川駐屯地司令)	連隊第3科	美唄市南美唄町上1条4丁目	0125-22-2141 内線230 (当直302)	空知総合振興局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町、奈井江町、上砂川町、石狩市、当別町
	第28普通科連隊長(函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線239 (当直302)	渡島総合振興局、檜山振興局	函館市、松前町、福島町、木古内町、北斗市、七飯町、森町、八雲町、長万部町、知内町、鹿部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町
	北部方面対舟艇対戦車隊長(俱知安駐屯地司令)	運用訓練	虻田郡俱知安町字高砂232-2	0136-22-1195 内線225 (当直302)	後志総合振興局	俱知安町、京極町、喜茂別町、ニセコ町、蘭越町、留寿都村、真狩村
	第12施設群長(岩見沢駐屯地司令)	群第3科	岩見沢市日の出4丁目313	0126-22-1001 内線232 (当直301)	空知総合振興局	岩見沢市、三笠市
	第2地对艦ミサイル連隊長(美唄駐屯地司令)	連隊第3科	美唄市南美唄町上1条4丁目	0126-62-7141 内線238 (当直302)	空知総合振興局	美唄市、月形町

### 1 陸上自衛隊（つづき）

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
その他	第1特科団長 (北千歳駐屯地司令)	団第3科	千歳市北信濃 0123-23-2106 内線239 (当直302)	石狩振興局	
	第3施設団長 (南恵庭駐屯地司令)	団第3科	恵庭市恵南63 0123-32-3101 内線232 (当直301)	石狩振興局	
	北部方面航空 隊長(丘珠駐屯 地司令)	隊第3科	札幌市東区丘 珠161 011-781-8321 内線203 (当直301)	石狩振興局	
	北海道補給処長 (島松駐屯地司 令)	装備計画 部企画課	恵庭市西島松 308 0123-36-8611 内線5412 (当直5301)	石狩振興局	

### 2 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方総監	防衛部3 室	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線2224 (当直2222)	北海道	北海道全域
函館基地隊司令	警備科	函館市大町10- 3	0138-23-4241 内線224 (当直300)	北海道	北海道全域

### 3 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊司 令官	防衛部	青森県三沢市 後久保125-7	0176-53-4121 内線2353 (当直3901)	北海道	北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231 (当直3800)	北海道	北海道全域

### 第30節 災害ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

#### 第1 ボランティア団体・NPOの協力

道、市町村及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

#### 第2 ボランティアの受入れ

道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

#### 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

#### 第4 ボランティア活動の環境整備

道、市町村及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市町村及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市町村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

### 第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施体制

災害救助法による救助の実施は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

ただし、市町村長は知事からの救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。

#### 第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

適用基準				適用
被害区分	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (総2,500 世帯以上)	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	<b>1 住家被害の判定基準</b> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 <b>2 世帯の判定</b> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
市町村の人口				
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

#### 第3 災害救助法の適用手続き

##### 1 市町村

- (1) 市町村長は、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を該当市町村の区域を所管する総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長又は振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

## 2 北海道

総合振興局長又は振興局長は、市町村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、総合振興局長又は振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、総合振興局長又は振興局長を經由して、当該市町村に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

### 第4 救助の実施と種類

知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。